

吹田東部拠点土地区画整理事業に係る
環境影響評価準備書に対する
市長の準備意見書

平成20年(2008年)2月

吹 田 市

今後、事業者が本事業に係る環境影響評価書の作成に当たっては、下記の事項について十分留意の上、環境の保全のための措置を厳しく行うことを求める。

記

1 騒音について

- (1) 騒音による影響を低減するため、鉄道騒音に起因した暗騒音のレベルを下げた上で工事を行うよう工事工程を計画すること。
- (2) 住宅地が工事区域に近接する位置については、工事の際、防音シートまたはより遮音性の高い防音パネルを設置し、騒音の影響を低減すること。
- (3) 騒音の予測において、事業敷地境界等における騒音レベルの90%レンジ上端値が85デシベルを超えるため4m高さの防音シートの設置を前提として予測を行った地点には、必ず4m高さの防音シート、またはより遮音性の高い防音パネルを設置すること。

2 動植物について

- (1) 植栽樹については、周辺の現況調査結果に基づいた地域特性を持つ樹種を可能な限り選定し、事前に育苗を行うこと。
- (2) 新たに貴重種が発見された際の対策を具体的に示すこと。
- (3) 現況の湿地は非常に特殊な湿地なので、改変する前に代替環境を創出する方法を具体的に示すこと。

3 景観について

- (1) 造成完成時のモニター写真では電柱や照明などの表示がないので、付加すること。

4 人と自然との触れ合いの場について

- (1) 中央部と西端部で公園と緑地を一体的に整備し、まとまった緑の空間を確保するための具体的な方法を示すこと。

5 環境の保全の措置について

- (1) 環境の保全のための措置について、実施内容及び工事施工者に対する最も先進的な環境保全措置の実施を担保させる方法を現時点で可能なかぎり具体的に示すこと。

- (2) 工事前から環境基準を超えている環境要素については、環境の保全のための措置を強化し、内容を現時点で可能なかぎり具体的に示すこと。

6 その他

- (1) 道路整備について、自転車の走行・歩行者の安全確保の観点から、分離型や専用通行帯などを検討すること。
- (2) 防災地域として利用できるような水の給水手段・緊急物資の備蓄場所などを予め検討すること。

(付帯意見)

- (1) 工事期間が複数年度に亘ることから、年度ごとに「事後監視年次状況報告書」を作成し、毎年6月に市へ報告すること。
- (2) 「事後監視年次状況報告書」に、環境の保全のための措置の実施状況を記載し市へ報告すること。
- (3) 「事後監視年次状況報告書」を受けて、市が吹田市環境影響評価条例第25条第4項に基づき、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告を行った場合、誠意を持って措置を講ずること。
- (4) 環境影響評価書について、環境の保全のための措置の記載を中心とし、専門的な表記を極力減らしたわかりやすい内容の冊子を作成し、市に提出すること。
- (5) 事業者は、関係地域住民の求めに応じて事業の実施状況を住民が監視するための協議会等の組織を設置すること。
- (6) 各工事着手前に、工事による影響が及ぶ範囲の住民に対し、工事内容・工事期間・環境の保全のための措置などを、誠意を持って説明すること。
- (7) 工事着手後は、市の関係部署に毎月の工事工程表を提出し、その工事内容・環境の保全のための措置などを説明すること。

以上